

III

認定編：「行動計画」を達成して 「認定」を受けよう

Question_12 :

「認定」はいつから受けられるのですか

Answer

平成19年4月1日から「認定」がスタートします

第1回の行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成するなど、一定の要件(基準)を満たす場合には、申請を行うことにより、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として、厚生労働大臣(具体的には都道府県労働局長)の認定を受けることができます。

Question_13 :

認定を受けると、どのようなメリットがあるのですか

Answer

次のようなメリットが期待できます

- 認定を受けた事業主は、下の認定マーク(愛称くるみん)を利用することができるようになり、「認定企業」であることを対外的にアピールすることができます。
- このマークを自社の商品やその広告、企業の名刺や封筒などにつけることにより、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」であることが広く周知されることとなります。このマークは、いわば、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」であることを示しており、企業のイメージアップにつながります。
- このマークを求人広告やハローワークの求人票に記載することにより、優秀な人材の採用・確保などが期待できます。
- 企業内の従業員の定着、モラルやモチベーションの向上とそれに伴う生産性の向上や受注・販売の増加などが期待できます。



認定マーク(愛称くるみん)

行動計画を策定するのであれば、認定を受けて「認定マーク」を活用し、自社の内外にアピールしたほうが、企業にとってのメリットは大きいといえます。

◆次世代認定マークを付することができるもの

- ①商品または役務
- ②商品、役務または一般事業主の広告
- ③商品または役務の取引に用いる書類または通信
- ④一般事業主の営業所、事務所その他事業場
- ⑤インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- ⑥労働者の募集のように供する広告または文書